平成２３年（へ）第１１５号
東京都目黒区青葉台３丁目６番28号
申立人　株式会社アイ・エム・ジェイ
代表者代表取締役　廣田　武仁
申立人代理人弁護士　飯島　　歩
同　　下地　麻貴
権利を争う旨の申述の終期　平成23年10月４日
平成23年６月９日　　東京簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　２通
⑴手形番号　ＦＫ94205
金額　5,000,000円
支払期日　平成23年７月31日
支払地　東京都千代田区
支払場所　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行本店
振出日　平成23年４月26日
振出地　東京都中央区
振出人　リコージャパン株式会社　代表取締役　畠中　健二
受取人　申立人
最終所持人　申立人
⑵手形番号　ＦＫ94206
金額　1,948,335円
⑵の約束手形の支払期日、支払地、支払場所、振出日、振出地、振出人、受取人及び最終所持人は⑴の約束手形の記載に同じ

平成２３年（へ）第１１６号
福井県福井市開発３丁目3302番地
申立人　有限会社共栄建機リース
代表者代表取締役　福島　敏栄
権利を争う旨の申述の終期　平成23年10月４日
平成23年６月９日　　東京簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＯＬ66366
金額　590,000円
支払期日　平成23年７月20日
支払地　東京都中央区
支払場所　株式会社北陸銀行東京支店
振出日　平成23年３月22日
振出地　東京都千代田区
振出人　飛島建設株式会社　取締役社長　篠部　正博
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２３年（へ）第１１７号
福島県双葉郡大熊町大字熊川字八坂138番地
申立人　有限会社吉田工業運輸
代表者代表取締役　吉田　一己
権利を争う旨の申述の終期　平成23年10月４日
平成23年６月９日　　東京簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＦＣ15408
金額　110,000円
支払期日　平成23年５月25日
支払地　東京都千代田区
支払場所　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行神保町支店
振出日　平成23年１月25日
振出地　東京都千代田区
振出人　太平電業株式会社　代表取締役社長　高橋　　徹
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２３年（へ）第１１９号
東京都東村山市久米川町１丁目34番地34
申立人　株式会社フェア
代表者代表取締役　関　　寛徳
権利を争う旨の申述の終期　平成23年10月４日
平成23年６月９日　　東京簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＦＣ61746
金額　950,000円
支払期日　平成23年７月15日
支払地　東京都大田区
支払場所　株式会社りそな銀行大森支店
振出日　平成23年３月15日
振出地　東京都大田区
振出人　春日電機株式会社　代表取締役　西川　正幹
受取人　テスコ電子工業有限会社
裏書人　テスコ電子工業有限会社　代表取締役　清水谷勝之
被裏書人　白地
最終所持人　申立人

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２２年（フ）第９３５４号
大阪府寝屋川市中木田町19―16―302、住民票上の住所大阪府寝屋川市秦町45番20号
債務者　オートユニティーこと　井上　達男
１　決定年月日時　平成23年６月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　鈴木　蔵人
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月29日午後３時30分
５　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２８４３号
大阪府池田市井口堂２丁目９番１―６号
債務者　近藤　勝利
１　決定年月日時　平成23年６月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　芦田　如子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月29日午後３時30分
５　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３５０９号
大阪市北区国分寺２丁目３番41号　リーベンハイム淀204号室
債務者　清水弘一郎
１　決定年月日時　平成23年６月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　安部　将規
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月１日午後３時30分
５　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７５号
新潟県柏崎市柳橋町６番７号
債務者　永瀧　裕一
１　決定年月日時　平成23年６月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　星野　　徹
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月５日午前11時20分
５　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第２７４１号
大阪府三島郡島本町東大寺２丁目15番９号
債務者　綿村　正俊
１　決定年月日時　平成23年６月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　溝上　絢子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月５日午後３時30分
５　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２７４２号
大阪府三島郡島本町東大寺２丁目15番９号
債務者　綿村　文子
１　決定年月日時　平成23年６月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　溝上　絢子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月５日午後３時30分
５　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３３７６号
大阪市東成区東小橋３丁目13番４号
債務者　中原正榮こと　宋　　正榮
１　決定年月日時　平成23年６月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　矢野　智美
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月５日午後３時30分
５　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３４６０号
大阪府豊中市岡町北１丁目４番24―102号
債務者　武蔵　康文
１　決定年月日時　平成23年６月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　松岡　　潤
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月５日午後３時
５　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部